

岩手県医療局管理規程第2号

医療局企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月11日

岩手県医療局長 小原 勝

医療局企業職員給与規程の一部を改正する規程

医療局企業職員給与規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																					
<p>(特殊勤務手当)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p><u>4</u> 前2項に規定するもののほか、特殊勤務手当の支給方法は、一般職の職員の例による。</p> <p>別表第3（第5条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>種類</th><th>支給を受ける者の範囲</th><th>手当の額</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>専攻医指導 管理業務手 当</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr></tbody></table>	種類	支給を受ける者の範囲	手当の額	[略]			専攻医指導 管理業務手 当	[略]	[略]	<p>(特殊勤務手当)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p><u>4</u> 第2項の規定にかかわらず、救急看護等業務手当は、その月分を当月の給料の支給日に支給する。</p> <p><u>5</u> 前3項に規定するもののほか、特殊勤務手当の支給方法は、一般職の職員の例による。</p> <p>別表第3（第5条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>種類</th><th>支給を受ける者の範囲</th><th>手当の額</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>専攻医指導 管理業務手 当</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>救急看護等 業務手当</td><td>病院等に勤務する看護師又は准看護師である企業職員及び医療局長がこれらに準ずると認める企業職員</td><td>勤務1月につき4,000円の範囲内で医療局長が定める額</td></tr></tbody></table>	種類	支給を受ける者の範囲	手当の額	[略]			専攻医指導 管理業務手 当	[略]	[略]	救急看護等 業務手当	病院等に勤務する看護師又は准看護師である企業職員及び医療局長がこれらに準ずると認める企業職員	勤務1月につき4,000円の範囲内で医療局長が定める額
種類	支給を受ける者の範囲	手当の額																				
[略]																						
専攻医指導 管理業務手 当	[略]	[略]																				
種類	支給を受ける者の範囲	手当の額																				
[略]																						
専攻医指導 管理業務手 当	[略]	[略]																				
救急看護等 業務手当	病院等に勤務する看護師又は准看護師である企業職員及び医療局長がこれらに準ずると認める企業職員	勤務1月につき4,000円の範囲内で医療局長が定める額																				
備考 改正部分は、下線の部分である。																						

附 則

この規程は、令和4年3月11日から施行し、この規程による改正後の医療局企業職員給与規程の規定は、同年2月1日から適用する。